

【平成26年第4回定例会 市民委員会委員長報告資料】

平成26年12月17日 市民委員長 山崎 直史

- 「議案第145号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

- 「議案第146号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

* 放課後児童健全育成事業の今後の利用児童数の見込みについて

わくわくプラザ事業に包含した放課後児童健全育成事業の今後の量の見込みとして算出したところ、平成25年度の月間実利用実績の5,901人に対して、平成27年度は月間6,109人、平成31年度には月間6,956人を見込んでいる。

* 一の支援単位を構成する児童数が40人を超えた場合のわくわくプラザの対応について

専用区画については、学校と調整を行い、多目的室や図書室等の学校施設を有効活用することにより、対応する予定である。放課後児童支援員の配置については、一の支援単位を構成する児童数おおむね40人ごとに、支援員2人を配置することとしており、児童数が50人や60人であった場合は、支援員を4人配置することとなる。また、わくわくプラザは、グループに分けて活動するものではなく一体的に活動するものであり、40人を超えた場合についても、放課後児童健全育成事業の対象、対象外の児童にかかわらず、分け隔てなく支援員が対応し、事業全体として活動する予定である。

* 子ども・子育て支援法に基づく放課後児童健全育成事業において、学校教育法に基づき設置されている図書室等の施設を使用し補完することによる事業の目的との整合性について

国と協議を行った際に、図書室等の活用が利用方法として認められることを確認している。図書室等を利用する際には、運営する指定管理者等と協議し、事業の目的に基づき適正な利用が可能となるよう対応していきたいと考えている。

* 専用区画面積の確保に課題のあるわくわくプラザの対応について

専用区画面積の確保に課題のあるわくわくプラザについては、学校と調整を行っているところであり、平成27年4月時点でスペース不足が見込まれる施設は小学校4校だが、経過措置期間内に拡張工事等により対応していく予定である。

* 面積基準を確保できていない民間事業所の対応について

面積基準を確保できていない事業所は現在のところ4事業所があるが、5年間の経過措置期間内に各事業所に対応するものと考えている。

*** わくわくプラザ事業及び民間事業者の放課後児童支援員の資格要件を満たす職員の確保について**

わくわくプラザの有資格者数については、各指定管理者に確認したところ来年度4月時点で有資格者となる職員を含め、条例施行後に基準に応じた配置が可能となる見込みと聞いている。また民間事業者については、本年の5月に行った調査では、全ての事業者到有資格者が在籍していると確認している。今後も条例の施行までに資格要件を満たす職員を確保するよう周知していく予定である。

*** 放課後児童健全育成事業を行うに当たっての職員の資格取得支援について**

資格要件を満たす職員の確保については、各事業者の責任において対応するものと考えている。

*** 改正児童福祉法第56条の7第2項や第3項の新設に基づいた民間事業者への支援の拡充について**

本市においては、放課後児童健全育成事業を包含したわくわくプラザ事業を拡充していくことで放課後児童健全育成事業の推進を図っていきたいと考えており、わくわくプラザ事業との整合性を踏まえながら、民間事業者への支援の在り方を検討しているところである。

*** 国庫補助の申請状況について**

今年度は、放課後児童健全育成事業として、開所日数に基づく事業費補助と合わせて、開所日数や開所時間による加算額を補助申請している。

*** 子ども・子育て支援法の附則と関連して創設された国庫補助について**

今年度から、放課後児童クラブ開所時間延長支援事業に対する国庫補助が創設され、開所時間の延長に必要な給料や職員手当といった経費が事業所に対し、交付されることになった。しかしながら、平日につき、1日6時間を超え、かつ18時30分以降開所していることなどが要件とされているため、わくわくプラザ事業については交付の対象になっていない。

*** 市による各施設の放課後児童健全育成事業の運営状況の管理について**

運営に関する支障の有無の判断は基本的に運営を行っている指定管理者が判断することとなっているが、市としても指定管理者と連携を取りながら判断していきたいと考えている。

*** 学校休校時における風雨や地震等の災害時のわくわくプラザの対応について**

基本的に、災害等による学校休校時は、わくわくプラザも休室となる。夏休み等の学校の長期休暇時の運営の対応に当たっては、一律に基準を設けるものではなく、各わくわくプラザの特性等に基づき、それぞれの運営者と学校が協議し、迅速な連絡体制や児童の安全が保たれるよう対応することとしている。

《意見》

*** 改正児童福祉法第56条の7第2項や第3項の考えに基づき、放課後児童健全育成事業を行う民間事業者へ、具体的な支援の拡充等を検討してほしい。**

* 光化学スモッグ注意報の発令時や解除時については、わくわくプラザで情報が表示されるよう対応を検討してほしい。

* 災害に対し子どもの安全を守るため、保護者や関係機関との連絡体制の整備など、きめ細かく対応をしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第147号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第148号 川崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第149号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第159号 川崎市民プラザの指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第160号 中原区における町区域の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決